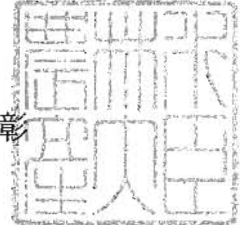


24消安第1741号
平成24年7月12日

食品安全委員会
委員長 熊谷 進 殿

農林水産大臣 郡司 章



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき、飼料の成分規格として、次に掲げる農薬の飼料中の残留基準を設定すること

1. シアナジン
2. フェントエート

